

# 山口県報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)

## 目次

- 規則
- 山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課).....
- 農業委員会交付金等交付規則を廃止する規則(農業経営課).....
- 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課).....



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四十五号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

理 容 科	一〇人
美 容 科	一五人

を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

農業委員会交付金等交付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四十六号

農業委員会交付金等交付規則を廃止する規則

農業委員会交付金等交付規則(昭和二十九年山口県規則第七十八号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の農業委員会交付金等交付規則の規定に基づく交付金及び補助金については、なお従前の例による。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

### 山口県規則第四十七号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第十項、第四十六条第三項及び第五十一条中「年三・四パーセント」を「年三・七パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 省令第五条第四項の規定により定める書類は、付近見取図とする。

第十五条第二項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 省令第六条第四項の規定により定める書類は、前条第一項各号に掲げる建築設備又は同条第二項各号に掲げる工作物の位置を示す平面図（最初に報告する場合には限る。）とする。

第十六条第二項中「及び山口市」を「、山口市及び周南市」に改める。

別表第一周南都市計画区域の項を次のように改め、同表熊本都市計画区域の項を削る。

周南都市計画区域	下松市大字笠戸島の区域	十分の二十	十分の七
	その他の区域	十分の十	十分の六

別表第二周南市の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）第十一条第二項に規定する分室を除く。）」を削り、同条第四号中「山口県教育委員会行政組織規則」の下に「（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）」を加え、「同規則第十一条第二項に規定する分室並びに」を削り、同条第五号中「第八条に規定する課」の下に「（施設調整課及び競技式典課を除く。）」を加える。

第六十条第二項の表中

山口県議会議員	山口県議会事務局総務課長
山口県議会事務局の職員	

山口県議会議員	山口県議会事務局総務課長
山口県議会事務局の職員	

支給を受ける職員の所属する課の属する部局の主管課の長」を「総務部給与厚生課長」に、

教育長	山口県教育庁教育政策課長
本庁の一般職の教職員	

教育長	山口県教育庁教育政策課長
本庁の一般職の教職員	

部地域政策課長」を「総務部給与厚生課長」に、

山口県人事委員会の常勤の委員	山口県人事委員会事務局次長
山口県人事委員会事務局の職員	

常勤の監査委員	山口県監査委員事務局次長
山口県監査委員事務局の職員	

山口県人事委員会の常勤の委員	山口県人事委員会事務局次長
山口県人事委員会事務局の職員	

山口県人事委員会事務局の職員	総務部給与厚生課長
常勤の監査委員	山口県監査委員事務局次長
山口県監査委員事務局の職員	総務部給与厚生課長

山口県労働委員会事務局次長	を 総務部給与厚生課長
農林水産部水産振興課長	

に改める。  
別表第一山口県山口健康福祉センターの項中「中部社会福祉事務所及び」を削り、同表山口県立柳井工業高等学校の項、山口県立徳山商工高等学校の項及び山口県立萩工業高等学校の項を削る。  
別表第三山口県山口健康福祉センターの出納員の項中「中部社会福祉事務所」を削り、同表山口県立安下庄高等学校の出納員の項の次に次のように加える。

山口県立岩国高等学校の出納員	山口県立岩国高等学校
----------------	------------

別表第三山口県立聾学校の出納員の項及び山口県立山口養護学校の出納員の項を次のように改める。

山口県立山口南総合支援学校の出納員	山口県立山口南総合支援学校
山口県立山口総合支援学校の出納員	山口県立山口総合支援学校

別表第四の十二の項中「(山口県松光園にあつては、主査)」を削り、同表中十四の項を削り、十五の項を十四の項とし、十六の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げる。

別記第十三号様式中

職 名 表	を
-------	---

住所 氏名 改定	職 名 表	を
----------------	-------	---

め、同様式の備き中「郵便はがき大」を「日本工業規格A列4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の山口県会計規則に定める様式による用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要の調整をして使用することができる。

平成二十年三月三十一日  
印刷発行

発行人所

山口県知事  
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）